

一般社団法人日本てんかん学会  
年次学術集会等の演題登録における倫理的配慮に関する規則

日本てんかん学会年次学術集会の演題は、発表の内容により、厚生労働省等による各種関連法令・指針・通知（薬機法、再生医療法、臨床研究法、生命科学・医学系研究指針など）、日本医学会連合による学術集会への演題応募における倫理的手続きに関する指針、及び所属施設が定めた倫理規定を遵守する必要があります。

発表内容が倫理審査等を要するかどうかは各種倫理指針や所属施設の規程に従うと共に、倫理審査等の適用範囲にある場合、発表者はあらかじめ所属施設等においてそれらに準じた倫理審査委員会等による審査・承認を得ていることが必要です。所属施設に倫理審査委員会等が設置されていない場合には、大学等の大規模施設、医師会の倫理審査委員会等で審査を受けることも可能です。

学術集会の演題提出にあたっては、倫理審査等を必要とする研究の場合、当該委員会の承認を得て研究が行われたことを申告していただきます。倫理審査等を必要とする研究で、審査・承認を得ていない場合は、学術集会に演題を応募していただけません。研究計画にあたって、十分ご留意をお願いいたします。

症例報告は、必ずしも倫理審査委員会の承認を得る必要はありません。ただし、原則、本人または代諾者の何らかの同意（文書または口頭＋記録）が必要です。症例報告やケースシリーズなど患者プライバシーに配慮すべき発表については、プライバシー保護に十分配慮し、対象となる個人の尊厳及び人権が十分に守られる内容でなくてはなりません。顔を含めた提示の場合には、原則として日本医学会連合の指針に従ってください。顔を含めた提示は、提示方法も含めて十分説明した上で、本人または代諾者の同意を得る必要があります。インフォームドアセントを含めて可能な限り本人からの同意を得るようにしてください。症例報告であっても研究目的の侵襲・介入がある場合、または、比較検討・統計解析・薬物動態研究等の観察研究の解析内容を含むものである場合は、倫理委員会の承認を得る必要があります。

#### 参考

医学研究に関する指針一覧

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

日本医学会連合による学術集会への演題応募における倫理的手続きに関する指針

<https://www.jmsf.or.jp/uploads/media/2024/01/20240111133412.pdf>

2024年8月29日 制定